

し尿処理手数料(汲取り料)及び下水道使用料改定について(お願い)

日頃、本村の衛生事業につきましてご理解、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

本村の下水道事業は、平成15年の下水道事業開始から約11年が経過しておりますが、現在に至るまで下水道事業開始時に設定した料金のまま、料金改定をしないで運営してまいりました。

事業開始当時の料金設定は、下水道の加入促進を図るため、通常の下水道料金より低く設定したのですが、現在は施設の老朽化に伴い機器の修繕等も多く、維持費も年々増加してきております。

そこで、今回の料金改定を計画し、平成27年4月より下水道使用料及びし尿汲取り料を値上げさせていただくことと致しました。

利用者の皆様には、ご負担をおかけすることになりますが、快適な生活環境を提供するため、下水道事業運営の健全化に向けた取り組みに一層努力してまいりますので、ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

※下水道料金の改定は4月分からとなりますので、5月検針分からの請求書に繁栄されます。

※し尿汲取り料の改定は4月1日以降の汲取り依頼分からとなります。

4月以前に汲取りの依頼をされた場合は、汲取りをした日が4月以降でも改定前の料金となります。

(集落排水区域外の世帯に関しては、変更ありません。)

※改定料金の詳細

1.下水道料金

基本料金(0 m³ ~ 10 m³) 1,400 円(税抜) → 1,500 円(税抜)

超過料金(1 m³ 超えるごとに) 150 円(税抜) → 170 円(税抜)

2.し尿汲取り料

1リットルにつき 15.1 円(税込) → 16.2 円(税込)

1. 下水道料金(つづき)

1 か月分の下水道使用料 (m ³)	旧下水道使用料 (税込)	新下水道使用料 (税込)
基準額 (使用量 0~10 m ³) の場合	1, 5 1 0 円	1, 6 2 0 円
例 1 (使用量 15 m ³) の場合	2, 3 2 0 円	2, 5 3 0 円
例 2 (使用量 20 m ³) の場合	3, 1 3 0 円	3, 4 5 0 円
例 3 (使用量 25 m ³) の場合	3, 9 4 0 円	4, 3 7 0 円
例 4 (使用量 30 m ³) の場合	4, 7 5 0 円	5, 2 9 0 円